

児童相談所一時保護所職員の資質の研究

— 被虐待児童の援助事例を通して —

A Study on the Capacities of Temporary Shelters Staff for Children in Child Guidance Centers:
Through Case Studies of Aid to Child Victims of Abuse

高橋 雅人

TAKAHASHI, Masato

Abstract

In this thesis, research was conducted in regard to the capacities of temporary shelters staff for children in child guidance centers, in the context of aid to child victims of abuse. The number of temporary protection cases due to child abuse continues to rise each year, leading to a social problem. Abuse is not only accompanied by delays in physical and intellectual development, but also has a major psychological impact. As such, staff must work to improve their ability to handle these cases, so that child victims of abuse can relax and experience a calm life at temporary shelters. An indispensable aspect of this involves an improvement upon capacities. Improving upon these capacities requires internal growth of staff, leading to the formation of exceptional personal qualities in staff. As such, this thesis presents actual case studies of aid, and searches for the necessary elements for improving staff capacities. As a result, this thesis argues that improving capacities involves knowing oneself, undergoing training in order to strengthen expertise, and cultivating ethics.

キーワード：一時保護所職員、被虐待児童、援助事例、資質の向上

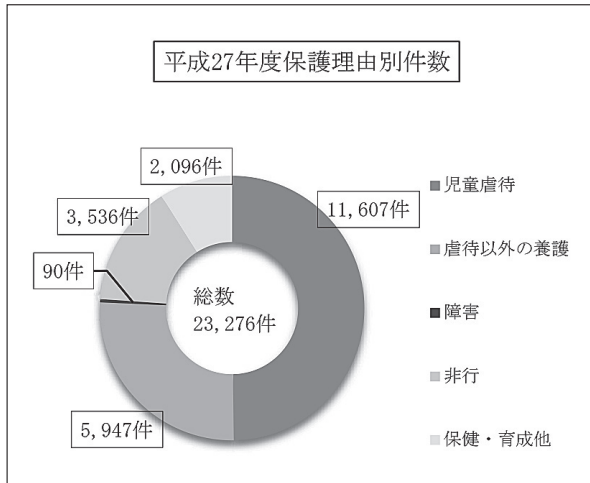
I. 問題と目的

児童相談所一時保護所（以下、一時保護所）は、児童福祉法第12条4に基づき児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、虐待、置去り、非行などの理由により子どもを一時的に保護するための施設である¹⁾。加えて「児童相談所運営指針第5章」には、以下のような記述がある。

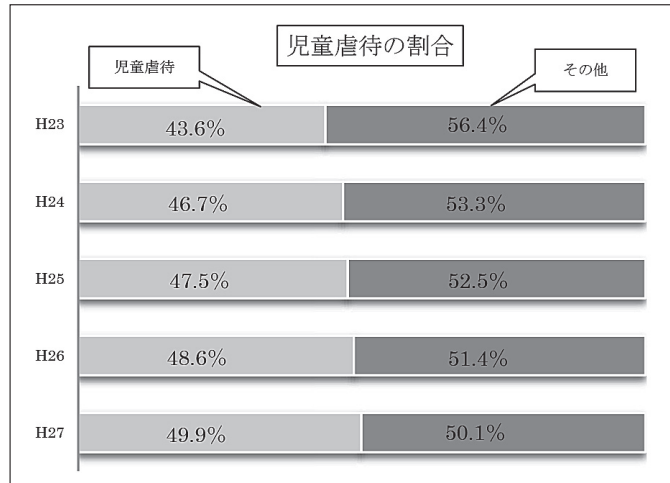
「一時保護が必要な子どもについては、その年齢も乳幼児から思春期まで、また一時保護を要する背景も非行、虐待あるいは発達障害など様々であり、一時保護に際しては、こうした一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な援助を確保することが必要である²⁾」。さらには、一時保護日数についても長期化傾向にあることが確認されている^{註1)}。このように、混合処遇や保護日数の長期化など一時保護所の抱える課題は山積している。とくに、児童虐待による一時保護件数の増加は、歯止めのかからない状態が続いているため、その解決がもっとも重要な課題となっている。

[グラフ1] [グラフ2]³⁾のとおり、一時保護所児童の多くは虐待された経験があるため、その心理は職員の想像に及ばないほど悲惨な状況、危機的な状況から救い出されて入所に至る。とくに虐待が児童に与える影響は、身体や知的発達の遅れをとまなうだけではなく、対人関係の障害、低い自己評価、行動コントロールの問題、多動、心的外傷後ストレス障害、偽成熟性、精神的症状など心理面に与える影響が大きい⁴⁾。これらの症状は、重複して表出することもあるため、一時保護所入所期間は入念な行動観察^{註2)}による援助方針を定めていかななくてはならない。藤田(2017)⁵⁾は、「虐待を受けて育った児童は心の中に怒りを持っており、今まで理不尽な虐待を受けてきた反動として、幼い頃は反撃する力も能力もなかったのだが、身体も成長し大人と対等に近くなるにつれて、自分より弱い者へ加害をする場合がある。自分で受けてきた虐待への逆転が起きてくるのである。また、試し行動^{註3)}とよばれる職員との距離の取り方の問題もある。通常であれば職員も理解して許容できるが、その行動が逸脱していたり、反社会的であったりした場合は対応が難しい」と、被虐待児童の援助の難しさを指摘している。また、緊急性が高い被虐待児童が突然入所することが頻繁であ

〔グラフ 1〕



〔グラフ 2〕



り、職員はいつそのような児童が入所しても対応できるように体制を整えている。このように、被虐待児童の援助にはさまざまな知識と技術を体得しなければならないことがわかる。

そこで、被虐待児童が一時保護所での生活に適応し、豊かな社会性を育くむために職員集団が一丸となって、その対応する力を磨く努力を怠ってはならないと筆者は考えている。そのためには、職員の資質の向上は不可欠である。

そこで本研究では、実際に筆者がかかわった一時保護所被虐待児童の事例を通して、その解決に至る職員の援助過程から、適切な援助を担う職員の資質とはどのようなものかを明らかにしていくことを目的とする^{註4)}。

II. 一時保護所の援助とは

職員の資質について考察する前に、被虐待児童の事例を扱うため、一時保護所の援助とはどのようなものかを確認しておきたい。

社会福祉、教育、医療など援助が必要な職種は多い。とくに、社会福祉の援助は利用者の内面を読みとり、相手に問題解決の手法を駆使することは他の職種にはない特色といえる。

まずは社会福祉の援助について、先達の論じた内容について述べておきたい。

村田(2013)⁶⁾は、「援助とは苦しみを和らげ、軽くし、なくすことである。人間に苦しみが存在するかぎりその人に手をさしのべ、その苦しみを和らげ、軽くする人が存在した。そして、そのかわり自分の苦しみが和らぎ、軽くしてもらえた時、その人は「助かった」と実感したに違いない。そこに援助が成立している」と指摘している。

また、溝淵(2015)⁷⁾は、「近年の流れが「援助から支援へ」となっているのは言うまでもないが、児童虐待のケースなど、専門職が一方的かつ積極的に「援助」せざるをえないケース(アウトリーチ)が増加しているのは皮肉である」と指摘している。

以上のように、広義の社会福祉では、対象者の置かれている状況により援助や支援を使い分ける必要があるが、一時保護所も同様であると考えられる。「児童相談所運営指針第5章」では、「援助」を使用しているため、本論文では「援助」を用いることとする。

「一時保護所の援助とは何か」と問われた際に、筆者が思い描くのはA君からの手紙である。そこには、一時保護所が児童にとっていかに重要な場所であるかが記されている。

筆者が児童自立支援施設にて担当したA君は、実父からの度重なる虐待行為により、家出の果て、窃盗が常習化し当時の教護院に入所した。A君は、児童自立支援施設から一度自宅へ戻り、半年も経たずに再入所した。A君は、児童自立支援施設入所中無断外出を繰り返し、決して落ち着いた生活を送れたとはいえなかった。そして、再度家庭復帰したが、犯罪に手を染め少年院に入院した。A君は虐待の影響により、対人関係の障害や行動コントロールが身につかず、その反動が非行を常習化させることとなった。そのA君から届いた少年院からの手紙には、筆者が今でも忘れられない一文がある。「僕の施設での生活は一時保護所がスタートでした。一時保護所の先生ともしっかり話しておけば、非行を繰り返すことはなかったと思います」(一部筆者修正)。10歳代半ばにして後悔した人生を送るA君の人生を思うと、一時保護所の職員は改めて重責を担っていると痛感した。A君の本音は、施設で暮らすことより家庭で暮らすことを望んでいたのである。しかし、A君なりに人生をやり直すことを

考えたとき、一時保護所の職員の導く方向に進めば、犯罪を重ね何かに追い詰められて逃げ回るような人生を送ることはなかったと、後になり気付いたということになる。A君が抱いた一時保護所のイメージは、「良い子にしていれば親と一緒に暮らせる」という子どもらしい純粋な思いを取り戻せる場所だったのである。

一時保護所の生活は、1、2カ月の短期間である。この短期間を児童にとって実りあるものにするためには、一時保護所が児童の出発点にもなることを念頭に、援助を展開できる職員でなければならない。万が一、「一時保護所はあくまで通過点」という職員の援助観があるならば、対人援助を一から体得し直すべきである。家庭や地域から疎外され、心に傷をつくり、施設入所を繰り返した挙句、非行行為に手を染め社会の底辺に追いやられてしまったA君の告白は、適切な援助のあり方を問う際の指針といえるのではないだろうか。一時保護所は、A君のように施設入所に至る児童だけではなく、家庭復帰をする児童にとっても、「子どもらしさを取り戻せる場所」と思えるような援助にしていかななくてはならない。

Ⅲ. 資質とは

ある仏教学者から聞いた話である。その仏教学者は僧侶でもある。仏教には在俗信者が守るべき五つの習慣がある。不殺生、不偷盗、不邪淫、不妄語、不飲酒の五つである^{註5)}。不妄語（嘘をつかない、正直に生きる）以外は守ることは容易であるが、現代で生活を送るうえで、嘘をつくことを一生涯一度も犯さぬ人はいないであろう。しかし、ある檀家さんの高齢女性は、常日頃より正直に生きることを心がけていたために、高齢者デイサービスに通う施設のスタッフ一同から大変慕われていたという。あるとき、その高齢女性が認知症を患い特別養護老人ホームに入所せざるを得なくなったが、役所に申し込みをしたところ、数十人の待機者があり、家族は頭を抱えた。しかし、日頃よりその高齢女性の正直に生きる姿を見ていたホームの施設長は、独断で高齢女性の順番を繰り上げ入居を決定した。

仏教の視点で見れば、不妄語にしたがい、正直に生きることで善き結果が導かれたというところで話が終わってしまう。しかし、社会福祉に携わる筆者は、この話を聞き非常に憤慨した。確かに高齢女性の生き方には見倣うべきことはあるが、規則を無視し、待機者の個人の評価を独断で下したホームの施設長に対しては、資質を疑いざるを得なかったからだ。このような例は、稀有なことではあるが、一時保護所において児童と生活を送るうえで、職員の資質を疑う場面は常に存在する。

実際に、社会福祉事業に携わる職員の事件がメディア

で報道され、福祉サービスを利用する人が辛い思いを抱えてしまっている。現実には、一時保護所職員が引き起こした事例も数多く報道されている。その多くは入所児童の人権を無視したものであり、「児童相談所運営指針第5章」にあるように、「子どもが安心感や安全感を持てる生活の保障に努めなければならない⁸⁾」という、職員側の援助の根幹を崩してしまうことになる。

そこで、資質とはどのように解釈されているのかを考えてみたい。

資質について『広辞苑』では、うまれつきの性質や才能、資性、天性と記されている⁹⁾。つまり、人間が生まれ持っている能力と解釈することができる。

また飯田(2010)¹⁰⁾は、対人援助職の資質について、「心理的援助をはじめとする、さまざまな援助サービスを行っていく者の、元来備わっている性質や素質、才能などを、自らの生きる過程において磨いていくこと」と定義している。これは、対人援助職が援助の理論や援助技法の習得がもちろん重要ではあるけれども、それらの理論や技法を用いる人間の要因も大切であるという指摘である。

さらに飯田(2013)¹¹⁾は、「資質」という概念について、①「元来備わっている性質や素質、才能など」という事柄を「広く乳幼児期や児童期、思春期や青年期などにおいて、親や家族、その他の自分の周囲の人間とのかかわりの中から得られたもの」②「自らの生きる過程において磨いていくこと」という事柄を、「自ら得てきたさまざまなものをさらに自分自身研鑽を積んで深めていったり、周囲とのかかわりの中からさらに磨いていったりしたもの」と、大きく2つに分けて想定している。つまり、資質の磨き方により、援助者は成長や熟達¹²⁾が左右されていくと指摘している。飯田の定義は、広く対人援助にかかわる人間に必要な資質には、その内面の成長が欠かせないということであり、一時保護所職員の資質を考察するうえでも参考になる指摘としてもよい。

さらに川村(2009)¹²⁾は、支援者が成長していく過程を建造物に例え、支援者として建造物の地盤を堅固にするためには、「人間としての豊かな資質」を得させることで達成されるとしている。そのためには、「人は、行動だけを変えようとしても変化はしない。むしろ内面に働きかけることで、変化が外に大きく現れる。人間としての豊かな資質を養えば、それだけ内面の変化が起り、支援者としての力が増す」と指摘している。

つまり、前述の飯田の指摘と同様に、資質向上には内面の成長が欠かせないということが理解できる。その定義を一時保護所の職員の資質で考えるならば、そこには、被虐待児童を包み込む寛容な内面を体得しなければならないということになる。その理由は、被虐待児童が内面に抱える闇は、職員の想像におよばないほど深いものが

あるからだ。まさに、一言で資質をあらわすならば、豊かな人間性が必要ということになる。

それでは、一時保護所職員の資質とはいかなるものを指すのだろうか。まずは、内面にそなえるべき豊かな人間性に必要な資質を3点述べていきたい。

IV. 資質がそなわった職員

一時保護所職員は、子どもとともに生活を送るため、子どもが好きでなくては務まらない。笠間(2015)¹³⁾は、豊かな人間性を形成するには、「自然や美しいもの、人間が生み出してきたさまざまな文化にふれ、人と交わり、喜びや楽しみ、悲しみを共有し、日常的に小さな努力を積み重ねていくこと。このような経験を通じて、狭い自分だけの世界から開放され、自分は人間としてどのように生きるのかを問い続けること」が必要だとしている。これは、保育者の資質について述べられたものである。

1. 謙虚さをそなえている

謙虚とは、目には見えないものであるため、一概に言語化することは難しい。謙虚な姿は、自然と滲み出てくるものである。援助をする者が謙虚さを失えば、相手を見下すことになりかねず、児童への援助が不適切になってしまうことにもなる。

当該職員(以下①)は、児童福祉現場経験20年の熟練者であり、一時保護所にも4年間勤めている。①は勤務時間の一時間前には出勤し、雑用といわれる職務をこなしていた。①は夜勤時においても児童が寝静まった深夜に、黙々とトイレや洗面所、風呂場の掃除、玩具の修理などをこなし児童に住みやすい環境づくりを心がけていた。

筆者は①に、「雑用を率先しているあなたの仕事ぶりは素晴らしい。見做すべきところが多い」と伝えたところ、「私は幼少期より謙虚に生きなさい、未熟な人間だから努力を続けなさいと、両親から受けたしつけが自然に身についているだけ」と話してくれた。また、「学生時代より体育会で日々雑用に明け暮れていたから、雑用は生活の一部であり当たり前のこと」とも話してくれた。

このように、①はベテランの域に達しても謙虚に仕事に臨む姿を貫いている。

さらに①は、「大人から疎外され一時保護所に入所してきた子どもたちが、粹のある生活を送るなかで楽しみや目標を見つけ成長していく姿を見逃したくない」と、話を続けた。いわゆる、彼らの自己肯定感を高めるために、褒めるチャンスを見逃したくないのであろう。このような①の気概は、謙虚な姿勢があつてこそなし得るのだと筆者は納得した。つまり、謙虚さがなくなれば、驕りが

生じてしまい、子どもたちの成長をとらえることができなくなってしまうのだ。

謙虚さとは、今までの経験だけで決まるものではなく、今後も養っていくことができることも付け加えておく。「自分は完成されている」という驕りは、経験を積み重ねると強くなっていくものだ。しかし、「自分はまだ未熟である」と自覚し努力を怠らなければ、人間としてどのように生きるのかを問い続けることができる。謙虚さをそなえることは、豊かな人間性形成の一端となるのではないだろうか。

2. 優しさをそなえている

優しさとは、思いやりがあり、こまやかな心づかいができることであり、それは児童に向けられて然るべき資質なのである。

被虐待児童のなかには、大人への不信感を非常に根深く持っている場合がある。保護者などから暴力を受けた、暴言を浴びせられた、学校へ通わせてもらえなかった、食事を満足に与えられなかった、性行為を強要されたなど、子どもらしく生きる前に人間らしい生き方さえできずに過ごしてきた児童がいる。彼らは、そのような保護者でさえかばい続けることが往々にしてある。子どもは本来家庭において両親とともにぶつかり合い、励まされながら大人への階段を一步一步上がっていくのが望ましいことである。これは、日頃より一時保護された児童と接しながら筆者が感じていることであり、何年児童福祉に携わっていても変わることがない。子どもは自分の親に関心を寄せ、要求に応じてもらうことの繰り返しで成長していく。このような子どもの特性は、親子のやり取りの経験が少ない被虐待児童も同様である。自ら一時保護を願い出た児童でさえ、その日の夜には、母親恋しさから「帰りたい」「お母さんが心配するから」と帰宅を訴える児童もいる。児童が保護者に抱く感情を受け止めつつ、同時に児童の言動を見誤らずに援助方針を定めていくのが職員の役目である。

筆者が身柄付通告で保護した高校生B君は、保護時に目の周囲に大きな痣をつくり、鼻を骨折していた。B君への虐待は、実親ではなく叔母であった。暴力を受けながらも耐え続けていたのは、叔母が好きだからだと話してくれた。B君は、逃げ出してきたことを後悔し、「事件になれば叔母さんが逮捕されますか?」と筆者に質問をしてきた。B君の心理を察することを試みた筆者は、彼には相手を信じたいという優しい気持ちが残っていることに気が付いた。どんなに酷い暴力を受けても、人を信じたい思いが残っているまま、B君には成長してもらいたいと感じた。

また、被虐待児童は人間関係の形成に未熟であること

が、「子ども虐待対応の手引き」にも指摘されている¹⁴⁾。それは、人間に興味があるから関心を向けていることのあるからでもあり、このような児童には、一時保護所の職員として、人間の素晴らしさを伝えていく必要がある。大人に裏切られた児童が、これだけ優しい思いを持っているならば、接する職員がその思いを失わないよう支えていかなくてはならない。まさに職員は、児童を包み込む優しさをそなえることで、豊かな人間性が形成されるのではないだろうか。

3. 正しい価値観をそなえている

社会福祉の価値を考察するには、『社会福祉用語辞典』を参考にしたい。「価値とは、あらゆる個人・社会を通じて常に承認されるべき絶対性をもった本質的性質や特性のこと」。社会福祉の価値とは、「社会福祉の援助過程において、常に承認されるべき人間存在の意味を指す¹⁵⁾」ということである。援助過程は、援助する者一人ひとりが異なる展開において形成されたものである。そのことを前提とするならば、価値観は人それぞれによって異なると解釈できる。一時保護所にはさまざまな年齢層、職務を経験した職員が集まっている。まさに、価値観の異なる人間の集団である。このような価値観に相違が生じれば、被虐待児童へ影響を与えることがあるので意識した援助を行う必要がある。つまり、正しい価値観をそなえるには、偏った判断や行動を持っては援助が成り立たないということになる。

30歳代の職員（以下㊦）は、常に児童の欠点を探し、「どうしてあなたは〇〇ができないの」と強い口調で児童を問い詰めることが日常だった。また、㊦は引継ぎ場面においても、児童の欠点しか報告をしなかった。筆者がその援助態度を改めるよう指摘すると、「気をつけます」とは言うが、以後も同じ援助の繰り返しだった。結果として、㊦の援助の補てんを他の職員がすることになり、児童からは「㊦は怖い職員」「他の職員は優しい職員」と不満が聞かれるようになってしまった。優しい職員や厳しい職員がいてもよいが、職員の援助に一貫性が伴わず、児童が混乱するようでは、職員の援助は誤りだったことになってしまう。㊦は、「児童に欠点を改めてほしいから、口調が強くなってしまおう」と話すが、「被虐待児童は経験が少ないから欠点に気付かないだけだ」という根拠のない先入観を露骨に口にすることもあった。さらに突き詰めて㊦と話す、仕事の評価を得られないことが不満だと話すこともあった。つまり㊦は、誤ったとまではいわないが、偏った価値観と呼べるものを持っていると言えよう。

被虐待児童の特性として、自己評価が低いことがあげられる¹⁶⁾。とくに年齢を重ねていくと顕著であり、非行

や不登校につながることもなりかねない。このような自己評価を低く見る傾向は、児童だけではなく、職員にも起こりうる問題である。被虐待児童を援助する職員の自己評価が低く、ネガティブであっては内面の成長が期待できず、豊かな人間性の形成とはならない。そのため、価値観を正しくそなえることにもならないであろう。

資質は、職員の内面を成長させることで向上できる。「謙虚さをそなえている」「優しさをそなえている」「正しい価値観をそなえている」の3点は、一時保護所職員の資質向上に欠かせないものである。

では、具体的に資質がそなわった一時保護所職員は、どのような援助を行うものであろうか。被虐待児童への援助事例をもとに考察していきたい。

V. 援助事例による考察

1. 謙虚さをそなえている職員の場合

「問題と目的」の章で述べたが、一時保護所の援助は、さまざまな特性を持つ児童がともに生活を送る混合処遇が現状であり、そのあり方が問題となっている。非行児童、被虐待児童などが混在したなかで生活を送っているため、そのデメリット場面は多々見られる。しかし、被虐待児童は多くの児童と生活を送るなかで、他児童との新たな関係を形成させることもある。児童には児童同士の生活スタイルがある。いくら職員が親身に接しようとも、児童によっては職員よりも児童集団でのつながりを重視することがある。

(1) 事例の概要

C君（小学6年生） 非行により一時保護

D君（小学4年生）、E君（小学5年生）ともに被虐待で一時保護

(2) 経過と個別援助の実際

C君は、集団内で他児童の生活を妨げる行為が頻繁であった。他児童への過剰な身体接触、すれ違いざまに暴言を放つ、他児童を必要以上に睨みつける、このような行動が日常的に見られたため、C君は児童集団において疎外される傾向にあった。当該職員（以下㊦）が夜勤の日、C君は昼食後より体調不良を訴えていた。㊦が、夜勤のため児童集団に入ったのは17時過ぎであった。C君は、夕食時に体調不良がピークに達し嘔吐を繰り返した。その後㊦は、C君が嘔吐した後の他児童の行動を目の当たりにし、混合処遇ならではの被虐待児童への援助方法を見出せると確認した。

C君の嘔吐は1時間ごとに続いた。そのため㊦は、「着替えがなくなった」と不満をもらし、C君を責めてしまっ

た。そのような、①の取り乱した光景を見た被虐待児童のD君とE君は、「僕のトレーナーを使ってください」「僕のも貸してあげます」と、やさしい心づかいを見せてくれた。

(3) 考察

通常、体調不良を訴える児童の対応は、完全消灯の時間(21時)までは遅番勤務の職員が行う。そのため、夜勤の①は集団を援助しながら、就寝までの日課を一人で取り仕切ることになる。①は、21時以降の夜勤帯に体調不良を訴えるC君の対応、他児童の夜間の安全を見守る業務、夜間の身柄付通告に対応する準備など、決して余裕のある状態で業務を遂行することができないでいた。「着替えがなくなった」という①の不満は、余裕のなさから生じたものであった。

被虐待児童は、信頼していた大人からの暴力等を受けた代償として、人一倍場面の状況が緊迫していることに敏感になっている。それは「子ども虐待対応の手引き」にある、「子どもに援助を行う際の留意点⑤」、「一虐待に起因すると思われる様々な症状¹⁷⁾」の一つであると考えられる。しかし、D君、E君が感じたC君へのやさしい心づかいは、混合処遇ならではの数少ないメリットの一つともいえる。その後①は、完治したC君に、D君とE君のやさしい心づかいを伝え、C君は自身の行動を省みることができ、「ありがとう」と感謝の言葉を彼らに伝えることができた。そして、①も自身の言動を省みる契機になった。

筆者は、混合処遇を肯定しているわけではない。一例をあげれば、同時期に性的問題を起こした児童と被害児童を一時保護しなければならないこともあった。しかし、職員数や個室を増設するなど、ハード面の整備が急にはできないならば、今現在の状況をふまえ、そのなかで援助方法を確立していかななくてはならないと考えている。

謙虚さをそなえた職員は、混合処遇だからといって「何もできない」とは言わない。与えられた環境で、児童の援助に最善を尽くすことを惜しまないのである。

2. 優しさをそなえている職員の場合

優しさをそなえた一時保護所職員とは、次の事例のような職員といえるのではないだろうか。

(1) 事例の概要

F君(小学3年生) 実母からの虐待により一時保護 注意欠陥多動性障害 服薬あり

(2) 経過と個別援助の実際

入所当初のF君は、職員からの指示にも素直であり、集団による日課に支障をきたすこともなかった。夕食時に声をあげて泣き出すことがあったが、理由は「寂しく

なった」の一言を話すだけであった。しかし、入所1週間頃より、他児童を批判する、行動の邪魔をする、居室を走り回る、学習中床に寝転がる、職員の顔を見ながら鉛筆を削り続けるなどの行動が見られるようになった。

筆者はF君の担当であった。F君は、入所日数を経るうちに挨拶や会話を避けるようになり、居室のドアを強く閉め大きな音を立てるなど、明らかに挑発行為を見せるようになった。その都度、F君と個別に対話をする機会を設けたが、居室の隅で寝転がり、壁を蹴るなどの行為により、担当である筆者との対話を一切避けるようになった。そのような行為が繰り返されるうちに、「僕なんて…」「どうせADHDだから…」「薬は半日しか持たないから…」と自身の発達障害への不安を言葉にするようになった。

(3) 考察

F君は、一時保護中は落ち着いた行動がとれなかった。そのため、時間の経過とともに集団での援助が難しいと判断し、個室を活用した生活に切りかえた。とくにF君は、女性職員とのかかわりが良好であり、自分で描いた漫画や似顔絵を称賛されると、徐々に母親への思いを言葉にするようになってきた。そして、一日一回の心理職と過ごす時間も功を奏した。女性職員や心理職員は、F君と個別にかかわり傾聴を徹底することで、母親への思いを引き出すことができたのだ。F君は、入所当初より母親と暮らしたい思いを言葉にすることができなかった。その反動が、職員への挑発的な行動になりあらわれたのである。

本事例は、F君の注意欠陥多動性障害による行動だという先入観で援助をしているうちは、彼の心の声を聞きとることはできなかったというものである。F君の揺れ動く心理は、虐待による影響であると、職員が視点を変えて彼の話に傾聴したことで、彼自身が真意を語れるようになったのである。

「虐待された自分の気持ちなんてわからないだろう」と、被虐待児童は言葉にすることがある。このようなとき女性職員は、「確かに私は虐待されたことがないからあなたの気持ちはわからないけれど、あなたの年齢の時に親からあなたのように殴られたらと考えると、少しはあなたの気持ちに寄り添えるかもしれない」と、傾聴したうえで共感を示すことを忘れなかった。

このように、対象児童に傾聴し、その思いを共感できることが優しさをそなえている職員といえるのではないだろうか。

3. 正しい価値観をそなえている職員の場合

IV-3.にて、正しい価値観をそなえるには、偏った判断を持たないことが大切であると述べた。しかし、一時保

護所には、偏った判断と思われる援助が見られることがある。その代表的な事例が、児童自立支援施設への先入観であろう。本事例は非行児童の考察となるが、非行で入所してくる児童には、何かしらの虐待が背景となっており、非行行為に至った経緯があることを忘れてはならない。

(1) 事例の概要

G君（中学3年生） 非行により一時保護 退所後の生活先：児童自立支援施設

本事例は、退所後の生活先が児童自立支援施設であるとG君に告知するものである。

(2) 経過と個別援助の実際

G君「児童福祉司との面会に行ってきます」（1時間後 G君は怒りの表情で戻ってくる）。

G君「大人なんて信用できない」

職員「またか…」（その後、児童福祉司より電話がある）。

福祉司「G君は、児童自立支援施設への入所に納得しませんでした。先生からも説得をお願いします」

職員「……」

本ケースの場合、落ち度はG君を納得させられなかった児童福祉司にあるように思えるが、一時保護所職員側もあらかじめ退所先がわかっているならば、綿密な打ち合わせを行っておく必要があるだろう。児童にとって児童自立支援施設は、避けたい進路先の最たるものである。そのためは、児童が納得するような丁寧な説明にもとづき、児童自立支援施設へと導かなければならない。

(3) 考察

児童自立支援施設は、決して閉鎖的でも怖い施設でもない。確かに規律が厳しい部分はあるが、児童を成長させる要素が多々ある施設である。そのことを裏付ける事例がある。

児童自立支援施設卒業生の女子児童が、次のようなことを話してくれた。「就職先で挨拶ができると褒められました。褒められれば仕事が頑張れる。仕事を頑張ればまた褒められる」と、規律ある生活で得たものがあると話してくれた。また、雇用者側からも大変感謝されたことがある。「S学園の卒業生は、大人と話す機会が多いから、大人との付き合い方がわかっています。中卒者で挨拶や返事ができて、大人と会話ができるなんてすばらしい少女です」。このように児童自立支援施設では、児童一人ひとりの個性を尊重し、対話を重視した援助を心がけながら大人への不信感を取り除いている。

G君は、一時保護所で生活を送る間に規則を守り、苦手な学習にも取り組み、入所以前の生活態度を改めた。ようやく、家庭に戻れるという思いになったときに退所

先が告げられたため、G君は、児童自立支援施設に「送られた」という感情に至った。この感情は、イコール自身の価値を否定されたことになる。G君は、一時保護所において努力を積み重ね、自身の存在価値を体得したのである。

本事例で大切なことは、職員が児童自立支援施設への先入観を正しいものへと転換させることである。G君のようなケースは、チームとして各職員が同じスタンスで説明を試みる。児童自立支援施設での勤務経験がなければ、他職員から聞いた話でも良いので、そのメリットを伝えていかななくてはならない。G君の新たな人生の一步が、最良のかたちでスタートできるよう、正しい価値観をそなえて援助をすることがのぞまれるのである。

職員の価値観を正しくそなえるためには、今後の自分自身の経験やチームの協力によりいくらかでも形成することが可能なのである。

VI. 資質向上のために

本章では、V章の各事例をふまえ、資質向上の要点について考察する。

1. 自身を知ること

一時保護所は、他の児童福祉施設のように長期の時間的余裕のなかで、児童と向き合うことはかなわない。短期間で対話を深めていき、児童の抱える苦痛を和らげ、不安や恐怖を静めていかななくてはならない。そこで、職員の資質の向上には、被虐待児童の特性を理解する専門知識や技術の体得だけではなく、自身の力量を知ることが必要となってくる。

職員は、自身の力量を知らずして児童への適切な援助をなすことはできない。自身の力量以上の援助を児童に約束したならば、それが成し遂げられなかった際の児童との信頼関係は崩れてしまうことになる。このような状態は、ベテラン職員の援助技術を真似ようとする若手職員に多く見られる。とくに一時保護所では、虐待により悲惨な状況にある児童を自分の力で救ってあげたいと思う職員もいる。社会福祉を志した職員ならば、被虐待児童の悲しむ姿を目の当たりにすれば、自分の力で救いたい、何とかしたいと思うのは当然の心理かもしれない。しかし、自分が業務のなかでできる援助は限られている。これは、援助を適当にごまかすということではない。20歳代の職員が、児童の父親役をこなすのは無理であろう。しかし、兄の立場で援助をすることは十分可能である。立場を変えれば、50歳代の職員が、現在の子どもの心理状態に近づこうと無理をしても、世代の壁が邪魔をし、理解に至るには時間がかかる。しかし、20歳代の職

〔表-1〕年間研修状況(平成27年度) 一時保護所職員研修

項目	実施時期	回数	内容等
① 派遣研修	1～2月	2回	少年鑑別所、保育所
② 相互派遣研修	10～12月	1回	一時保護所間
③ 業務研修	2～3月	1回	児童相談所
④ 研究発表会	3月	1回	研究発表
⑤ 実践力強化研修	10～12月	3回	一時保護所間のトラブル(ロールプレイ)等
⑥ 関係機関見学	1月	2回	児童自立支援施設、児童養護施設、特別支援学校
⑦ 新転入者研修	6月	1回	記録の書き方等

員は児童と年齢が近いこと、文化や流行のとりえ方が近く、そのあたりの会話から信頼関係を構築することは可能である。そのことについて柳沢(1999)¹⁸⁾は、「自身を大人として接することは大きな誤りであり、防衛的な態度で接したら援助は進展せず、肥大化しすぎた援助で臨めば、答えを出せなくなったときに信頼関係の構築は不可能になってしまう」と、自身の力量に応じた援助のあり方の重要性を指摘している。

自身の力量以上の援助は、自分が業務内でできる援助の範囲を破壊することになってしまう。そのような援助の範囲は、自分自身が身につけた援助技術であり、それを使いこなすには、やはり、自身を知る努力を行わなければ適切な援助とはならない。具体的には、「自己覚知」にて自身の長所や短所、癖や傾向などを知ったうえで十分に活用することが必要であろう¹⁹⁾。

一時保護所は、チームで入所児童の観察業務を行い、生活を安全に見守っている。各職員が、各自の力量内の援助で虐待児童を支えることで、児童も負担を感じずに安心・安全な生活を送ることができるのである。

2. 専門性を強化する研修の実施

日々虐待児童の援助を行うには、職員の専門性を強化しなければならない。筆者は、一時保護所職員の専門性について、「対人援助の専門家」と定義した²⁰⁾。専門家が頼られる存在であるならば、その内面を成長させるための自己啓発は不可欠である。そこで、専門性の強化として、研修を積極的に活用すること、とくに、経験年数による実践力を強化する研修が必要になると提起したい。

上記〔表-1〕²¹⁾は、東京都の一時保護所年間研修の一覧である。対象者は、一時保護所で働く全職種である。実践力を磨く研修は、④「研究発表会」⑤「実践力強化研修」が行われているが、交代制勤務のため参加職員の確保が困難、日頃の業務に追われているため手一杯という理由で研修への参加が難しいという声が聞かれる。このような現状は、積極的参加へと発想を転換し、まずは、

職場内研修の充実から徹底することで補うことができる。

とくに、実践にもとづく研究発表は、個別のケース理解や各生活場面の課題解決の技術体得へと発展していく。さらには、児童の日常生活における具体的な職員間の共通認識を図るものであり、いわば、児童の養育と将来に及ぶ重要なものとなってくる。どのようにアセスメントして、実行していくかの意見を出し合うことは、虐待児童への知見や問題意識を深める重要な研修となっていくであろう。

そして、経験年数ごとにその役割を強化する研修も必要になっていく。一例をあげれば、経験年数5年以上の職員は、職場の働き方やリスクマネジメントなどの研究発表を行い、スーパーバイザーとしての役割を強化することも重要である。また、経験年数の浅い職員は、虐待児童の「学習」「運動」「食事」などの具体的項目を指定し、その実践過程における成功例、失敗例を報告する機会を設定する。一時保護所では、職員が主体的に自己啓発できるよう研修の年間計画にこれらを加え、資質を向上させていくことが求められてくる。

さらに付言するならば、実践力の強化は、職場のチームワークの向上につながるべきである。毎年、職場の人事異動で数名の職員が入れ替わる。このような現状では、チームとしての力量に支障が生じてしまう。経験の浅い職員を育てるには、OJT(On the Job Training)の強化も不可欠であり、職員の学びへの意欲を増長させる体制を整えていく必要がある。自身の研修成果を次代につなぐことは、チームとしての力量を高めることになり、職員の人間性を豊かにする資質向上も期待できる。

3. 倫理観を養う

一時保護所職員の資質として、「正しい価値観をそなえる」とあげたが、その向上のためには、倫理の意味を正しく理解しなければならないと考えられる。

養成校で使用する教科書では、倫理について次のように記されている。

「倫理という言葉の意味について、『広辞苑』では、「人

倫のみち。実際道徳の規範となる原理。道徳」と説明しており、広く弾力的な意味を持っているが、社会生活を送るうえで一般的な決まりごと・行動規範ととらえることができる」。加えて、「倫理と密接にかかわるものとして、価値がある。価値という言葉には「善きもの・望ましいものとして認め、その実現を期待するもの」として何を大切にすべきか、行動の指標として示されるものであり、ものごとの判断に影響を与える。この価値を具現化したものが倫理である²²⁾」。このように、倫理と価値は一体であることがわかる。

また小松(1996)²³⁾は、「倫理とは、他者とのかかわって生きる、わたしの「生きている姿」と意味を確認することである。それは同時に、今かかわりをもつ相手のひとりの「生きている」姿とその意味に対しての、義務と責任を自覚することでもある。言いかえれば、相手のひとりが安心して生きていけるように援助し、配慮することである」と指摘している。

さらに『社会福祉用語辞典』では、「社会福祉学での共通の価値はないが、古くは、フリードランダー、W.が、個々人の人間としての尊厳性の維持、自己決定の権利、平等機会の提供、及び諸権利に対応する個々人の社会的責任の遂行の4つを示している。—中略—社会福祉の価値とは、結局人間らしさとは何かを考えるとということであり、基本的人権の実現した姿ともいうことができる²⁴⁾」と、示されている。フリードランダー、W.が示した4つの社会福祉の価値に共通することは、職員が対象者に、「その行為を正しくなさなければ、児童との人間関係が崩壊してしまう」と、とらえることができないだろうか。職員が尊厳を無視したり、平等な援助などの行為を誤れば、対人関係形成という被虐待児童の重要な援助が崩壊してしまう。つまり、資質の向上には、職員が正しい価値を具現化するために、正しい倫理観を養い、人間関係構築の重要性を身をもって伝えなくてはならないのである。

保育士養成校にて、保育実習終了後に児童福祉施設に就職したいと申し出る学生がいる。このような学生は、実習時に保育士や児童指導員から、懇切丁寧に指導をされたという共通点がある。また、そのような学生は、被虐待児童に対してかかわる職員の褒める援助方法に感銘を受けている。実親から褒められた経験の少ない児童に対して、その長所を見逃さずに児童を尊重する姿勢、また、自己肯定感を育てる姿が尊敬に値したという。このような職員は、経験により体得した知識と技術を自然と表出し、児童から信頼を得るだけでなく、保育実習生からも尊敬される職員像を確立している。このように、正しい倫理にもとづき、児童と接することで、さまざまな人間関係が確立することがよく理解できる。

児童福祉施設には、各施設の種別によって倫理綱領が

作成されている。近年、社会福祉専門職団体の倫理綱領に注目が集まっている。児童に関していえば、虐待の増加など世間を騒がせている事件があるたびに、職員の資質や倫理観が問われているなどその注目が増している。一時保護所職員は、地方公務員であるため、公務員としての倫理を遵守しなければならないことは明白である。しかし、同じ公施設である児童自立支援施設には、独自の倫理綱領が作成されているように、一時保護所にもその職務の特性を考慮しながら独自の倫理綱領の作成を急ぐべきである。

Ⅶ. 結論と今後の課題

一時保護所職員の資質について、被虐待児童の援助事例を通して考察した。一時保護所は、家庭環境、保護に至る経緯、児童の行動の特徴、年齢などさまざまな男女の児童が、必ずしも予定されない形で入所してくる場所である。再度述べるが、一時保護所の課題は山積している。混合処遇に代表される環境改善は、確かに急務である。被虐待児童だけではなく、発達障害児などの情緒の安定を図るためには、他児童からの刺激や他児童への生活の影響などの配慮を必要とすることが多いため、個室を使う活動、個別化重視の日課を増やすことも考えていかななくてはならない。最終的には、混合処遇を緩和できる方向に導くことが、入所児童への最善の利益となるであろう。

これらのような改善に加え、何よりも大切にしなければならないことは、一時保護所入所児童が信頼できる大人に導かれながら、安心・安全な生活を送ることである。しかし、それらの児童をただ個室にて生活させ、刺激を排除しただけで終わるわけにはいかない。やはり児童と向き合い人間のあたたかさや、大人は信頼できる存在だということを伝えていく援助を実践していかななくてはならない。そして、今後も被虐待児童の増加が見込まれることを想定し、援助のあり方を模索していかななくてはならないだろう。職員には、児童への援助が組織の体制のなかで、どの程度活用できるかという問題意識をもつことが常に求められてくる。

最後に、資質向上について筆者の考えを述べる。資質は、職員の内面にそなわる能力のことであり、謙虚さ、優しさ、正しい価値観をそなえるという3点が、一時保護所職員に求められる資質とした。さらに資質の向上は、内面を磨くことでいくらかでも成長できるのである。そのためには、自身を知ること、専門性を強化する研修の実施、倫理観を養っていくことが必要であるとした。以上のように、職員の資質を向上させれば、援助の質を高めることが可能となる。

職員の重要な役目は、児童の視野に笑顔の大人をまず見せることである。それは、大人は信頼してもよい存在だと児童が認めることにもつながっていく。職員は児童に適切な援助を提供し、児童が「大人は信頼できる」という相互の関係が確立することで、職員の士気は高まり資質が向上することにもなっていくのだ。

本論は、被虐待児童の援助事例から職員の資質を考察する研究であったが、今後は、一時保護所に山積する混合処遇や保護日数の長期化などの課題からも、職員の資質を探っていかなくてはならないであろう。そのためには、資質向上に取り組む一時保護所のデータなどを収集していき、さらに具体的な取り組みをまとめることを課題としていきたい。

Ⅷ. 倫理的配慮

本研究において紹介した事例は、保護された児童の個人が特定されることのないよう、氏名はすべてアルファベットを使用した。また、若干の文章修正を行った。

引用及び参考文献・論文

- 1) 厚生労働省「児童相談所関係資料」
〈<http://www.mhlw.go.jp/file/05-shingikai/0000104093.pdf>〉2017年11月10日閲覧
- 2) 厚生労働省「児童相談所運営指針」
〈<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/dv120321-02.pdf>〉2017年11月10日閲覧
- 3) 第12回新たな社会的養育の在り方に関する検討会(2017)「一時保護の現状について」
〈<http://www.mhlw.go.jp/file/05-shingikai-11901000-koyoukintoujidokateikyoku-soumuka/0000163285.pdf>〉2017年11月10日閲覧
- 4) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課「子ども虐待対応の手引き(平成25年8月改正版)」
〈http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/120502_11.pdf〉2017年11月10日閲覧
- 5) 藤田恭介(2017)「被虐待児童の受け入れ体制の整備について」、『都市問題』第108巻第9号、公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所、PP. 74-75.
- 6) 村田久行(2013)『援助者の援助：支持的スーパービジョンの理論と実際』川島書店、P. 17.
- 7) 野口勝己・赤木正典編(2015)『社会福祉論』建帛社、P. 185.
- 8) 前掲2)、2017年11月10日閲覧
- 9) 新村出編(2008)『広辞苑』第六版、岩波書店、P. 1222.
- 10) 飯田昭人(2010)「対人援助職の資質に関する一試論 心理的援助における援助者側の要因に焦点を当てて」、『人間福祉研究』13巻、P. 8.
- 11) 飯田昭人(2013)「対人援助職者の資質に関する一試論(第2報) 内面的資質および外面的資質についての考察」、『人間福祉研究』16巻、P. 83.
- 12) 川村隆彦(2009)『支援者が成長するための50の原則:あなたの心と力を築く物語』中央法規出版、PP. 6-10.
- 13) 小田豊・笠間浩幸・柏原栄子編(2015)『保育者論(新版):新保育ライブラリ 保育・福祉を知る』北大路書房、P. 15.
- 14) 前掲4)、2017年11月10日閲覧
- 15) 山懸文治・柏女霊峰編(2010)『社会福祉用語辞典』〔第8版〕、ミネルヴァ書房、P. 159.
- 16) 前掲4)、2017年11月10日閲覧
- 17) 前掲4)、2017年11月10日閲覧
- 18) 足立叡・佐藤俊一・宮本和彦編(1999)『新・社会福祉学:共存・共生の臨床社会福祉学を目指して』中央法規出版、PP. 242-248.
- 19) 足立叡(2011)『新・社会福祉原論:現代社会福祉の視点と社会福祉援助技術の可能性』みらい、P. 87.
- 20) 高橋雅人(2017)「児童相談所一時保護所職員の専門性について」、『こども教育宝仙大学紀要』第9号(1)、P. 32.
- 21) 「事業概要 東京都児童相談所(2016)」
〈<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/jicen/others/insatsu.files/jigyogaiyo2016.pdf>〉2017年11月10日閲覧
- 22) 相澤仁・林浩康(2015)『社会的養護:基本保育シリーズ⑥』中央法規出版、PP. 146-147.
- 23) 小松幸男(1996)『ソーシャル・ワークの倫理』中央法規出版、P. 17.
- 24) 前掲15)、P. 159.

註

- 1) 平成27年度の平均保護日数は、29.6日と平成26年度29.8日より若干数字は減ったが、依然増加傾向にあるのは間違いない。出典:前掲3)、第12回新たな社会的養育の在り方に関する検討会(2017)「一時保護の現状について」、2017年11月10日閲覧
- 2) 「児童相談所運営指針」にある一時保護の必要性は、①緊急保護②行動観察③短期入所指導である。とくに、②の行動観察は、児童の特性を見きわめるために重要な業務である。児童相談所は、一時保護所職員の支援記録をもとに援助方針を定めることになる。
- 3) 試し行動は、わざと困らせるような行為をすることで、相手の反応を見て、自分との関係や愛情、許容範囲などを確認し、相手の気持ちを試すこと。子どものこのような行為は無意識であることが多い。出典:吉田真理編著(2012)『社会的養護』萌文書林、P. 30.
- 4) 被虐待児童の援助の事例から一時保護所職員の資質を考察するため、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課『子ども虐待対応の手引き(平成25年8月改正版)』を参考

にする。

- 5) 五戒について。不殺生は、あらゆる動物に対して危害を加えるのを禁ずること。不偷盗は、物を盗まないこと。不邪淫は、独身を守ること。不妄語とは「嘘をつかない、正直に生きる」ということ。不飲酒は、飲酒により酔い、自制を失うことを慮る。出典：中村元ほか（2002）『岩波仏教辞典』第二版,岩波書店, P. 317. 高崎直道（2013）『仏教入門』東京大学出版会, PP. 154-155.